

新人教育の強い味方!

社労士事務所向け

オンライン学習サービス『ロウカレ』



# 社労士実務スキルUP講座が

# リニューアル!

新しい芽が息吹く4月。職場に新メンバーを迎える一方で、「新人教育の時間を確保できない」といったお悩みをお持ちの方も多いのではないでしょうか。そんな皆様の負担を軽減し、新人の早期戦力化をサポートするのが『ロウカレ』の「社労士実務スキルUP講座」です。

## 社労士実務スキルUP講座とは?

『セルズアカデミー社労士受験講座』から、実務で外せない重要テーマを厳選。社労士事務所で働くスタッフが、現場で役立つ知識を効率的に学べる学習コンテンツです。

## さらに「知識の定着」を深める新機能を追加しました

リニューアル!

## 「知識の定着」を深める新機能を追加しました

Point 1

### 要約レポート

講義の重要ポイントを凝縮! PDFでダウンロード可能

Point 2

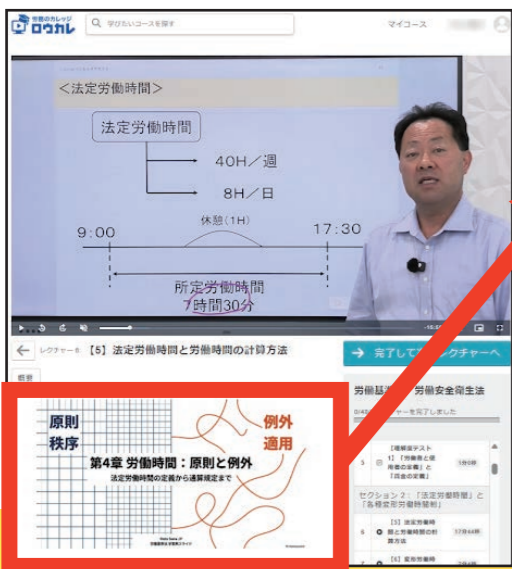
### 理解度チェックテスト

五肢択一式のアウトプットで理解度を確認

「分かったつもり」で終わらず、

レポートとテストの反復で確実なスキルアップを支援します!

### 講義視聴のイメージ



### NEW 要約レポートのイメージ

「1日」の定義と継続勤務の扱い

Day 1 (始業時刻の属する日) | Day 2

1勤務として扱う (合計9時間)

20:00 | 24:00 / 0:00 | 05:00

原則: 午前0時から午後12時までの「暦日」  
例外: 勤務が2日にまたがる場合は「継続勤務」として始業日の労働にカウントする

労働時間の定義 (指揮命令下)

労働時間とは: 使用者の指揮命令下に置かれている時間

手待時間: 作業していなくても、場所的・時間的拘束があれば労働時間に含まれる

まずは無料でアカウント登録

詳しくはこちら



ロウカレ

Cells News

2026年 春号 Vol.22

発行/株式会社セルズ © 2026 Cells Inc. All rights reserved.

（小宮本社） 東京都中央区日本橋本町4-5-2 田澤日本橋ビル5階 本社 03-5561-1900 東京支社 東京都中央区日本橋本町4-5-2 田澤日本橋ビル5階 03-5561-1900 大阪支社 大阪府大阪市東区東船場4-26-13 5Fセルズビル5階 06-6644-0002

Cells https://www.cells.co.jp

# Cells News

2026年春号

Vol.22

特集

## 2026年4月スタート! 子ども・子育て支援金

スムーズに業務をおこなうためのポイントをご紹介します!

台帳 Cells給与 FORROU での対応総まとめ

2026年10月

就活 ハラスメント対策 義務化へ

FORROU

### 注目機能! 年度更新集計・給与レポート

AIでやってみた

### NotebookLM 基本の活用術

最適給与クラウド

### 給与データを「分析資料」へ

イベントレポート 4月の業務のヒント

ロウカレ 新人教育に役立つ講座がリニューアル



かゆいところに手が届く あなたのためのソフトを

製品導入に関するお問い合わせ



製品サポートページ



今後セルズニュースの送付を希望しない方はこちら



# 台帳 子ども・子育て支援金制度への対応

詳細はこちら



『台帳』では3月24日のバージョンアップにて、子ども・子育て支援金制度への対応をおこないました。対象となる処理ファイルの変更点をまとめてご案内します。

## Update

### 各種保険料のお知らせは 支援金の表示・非表示を選択可能

「保険料通知」や「今月の社会保険料」などの作成の際、子ども・子育て支援金項目を別項目で表示するか、または健康保険料に含めて合算表示するかを選択することができます。

顧問先からの「健康保険と一緒に」「支援金を分けて」といった要望に対応できます！



### 「保険料通知」 子ども・子育て支援金を別項目として表示した場合

表示・非表示設定変更

状況	健康No	氏名	生年月日	年齢	健康報酬	厚生報酬	健康保険料	子育て支援金	介護保険	健康保険計	厚生年金	計
一	1	佐藤 豊	S40.8.1	60	980	620	48,657	1,127	7,938	57,722	56,730	114,452
一	8	後藤 純男	S32.5.12	68	410	410	20,356	472	0	20,828	37,515	58,343
二	9	坂本 秀樹	S38.4.25	62	280	280	12,491	289	2,038	14,818	10,765	25,583
二	10	高橋 力	S41.9.27	59	340	340	16,881	391	2,754	20,026	31,110	51,136
二	11	尾関 美香	S34.5.23	66	220	220	10,923	253	0	11,176	20,130	31,306
二	12	井原 友美	S39.9.5	62	440	440	21,846	506	3,564	25,916	40,260	66,176
二	14	萩原 真一	S39.2.24	62	88	88	4,369	101	713	5,183	8,052	13,235

### 「今月の社会保険料」 子ども・子育て支援金を別項目として表示した場合

表示・非表示設定変更

状況	健康No	氏名	生年月日	年齢	健康報酬	厚生報酬	健康保険料	子育て支援金	介護保険	健康保険計	厚生年金	計
一	1	佐藤 豊	S40.8.1	60	980	620	48,657	1,127	7,938	57,722	56,730	114,452
一	8	後藤 純男	S32.5.12	68	410	410	20,356	472	0	20,828	37,515	58,343
二	9	坂本 秀樹	S38.4.25	62	280	280	12,491	289	2,038	14,818	10,765	25,583
二	10	高橋 力	S41.9.27	59	340	340	16,881	391	2,754	20,026	31,110	51,136
二	11	尾関 美香	S34.5.23	66	220	220	10,923	253	0	11,176	20,130	31,306
二	12	井原 友美	S39.9.5	62	440	440	21,846	506	3,564	25,916	40,260	66,176
二	14	萩原 真一	S39.2.24	62	88	88	4,369	101	713	5,183	8,052	13,235

## 開発チームより

### 顧問先ごとに最適なご案内を

「子ども・子育て支援金制度」の導入にともない、保険料のご案内方法については、顧問先様ごとに好まれる見せ方が異なります。そのため今回のアップデートでは、「保険料通知」などご案内によく使われる主要な機能において、支援金を別項目として表示する方法と、健康保険料に含めて合算表示する方法を選択できる仕様になりました。

今後も皆様の「実務」にしっかりと寄り添い、現場で使いやすいシステムを目指して、継続的な改善と開発に取り組んでまいります。



## Hint

### 社労士事務所監修<sup>+</sup>

### 「年度更新手続きチェックリスト」の活用方法

年度更新業務では、雇用保険の加入漏れや賃金算定の誤りによる追加徴収など、思わぬミスが発生することがあります。こうした事態を未然に防ぐため、『台帳』の「年度更新手続きチェックリスト」機能をご活用ください。チェックリストを確認しながら進めることで、見落としを防ぎ、年度更新業務をより確実に進めることができます。

チェック内容	チェック
申告書の業種(番号)、料率、住所に誤りはありませんか？	
メリット料率適用の事業所ではありませんか？メリット料率適用の場合、料率が反映されていますか？	
確定保険料の対象データは締日ベースですか？又は支払日ベースですか？	
確定処理年度内の雇用保険喪失者の確認はできていますか？漏れはないですか？	
確定処理年度内の雇用保険取得者の確認はできていますか？漏れはないですか？	
給与が高いのに雇用保険に加入していない人はいませんか？	
給与が少ないのに雇用保険に加入している人はいませんか？	
雇用保険に加入していない人全員が、雇用保険未加入区分で登録されていますか？	
雇用保険に加入している人全員が、雇用保険加入区分で登録されていますか？	
雇用保険未加入から加入になった人の雇保区分を確認しましたか？	
労働保険番号が複数ある場合、労保区分、雇保区分の振り分けに間違いはありませんか？	
建設業現場従業員が事務所労災への加入が必要か否かを確認しましたか？	
建設業現場従業員で専従者等率に加入している場合、割合を確認しましたか？	

年度更新でこんな「うっかり」防ぎます！

**Case 1** 給与が高いのに雇用保険に加入していない人はいませんか？

週20時間以上勤務の実態があるにもかかわらず、手続きが漏れている可能性があります。

**Case 2** 給与が少ないのに雇用保険に加入している人はいませんか？

退職手続きの漏れや、労働時間の減少により資格喪失が必要なケースが考えられます。

■ チェックリストの活用方法



# Cells給与 子ども・子育て支援金制度への対応

詳細はこちら

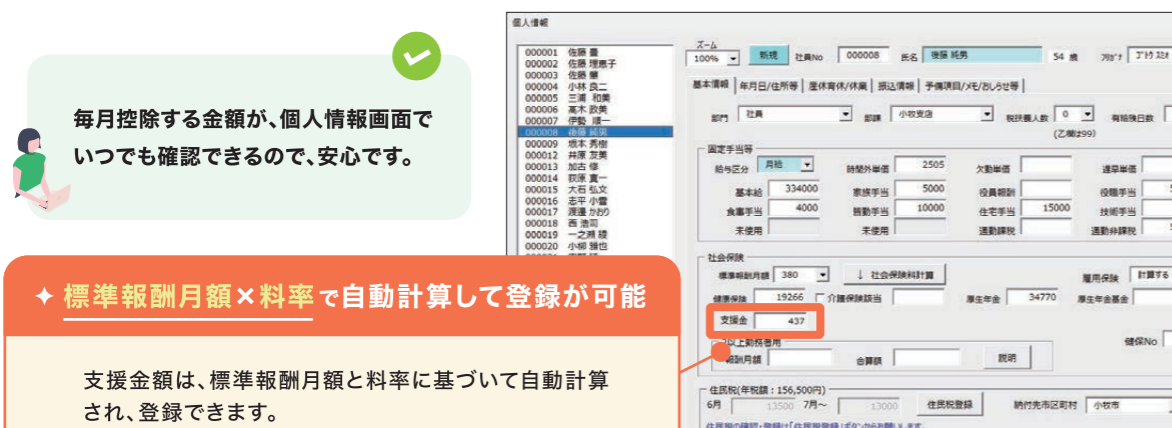


3月31日のバージョンアップにて、子ども・子育て支援金制度へ対応しました。  
『Cells給与』では、顧問先ごとの状況や要望に柔軟にお応えできるよう、表示を切り替えられる機能を搭載しています。  
新制度への対応も、『Cells給与』にお任せください！

## 注目ポイント ① 個人情報画面で「子育て支援金額」を確認できて安心

### 個人情報画面

「健康保険」「介護保険」等のように専用項目を追加



毎月控除する金額が、個人情報画面でいつでも確認できるので、安心です。

★ 標準報酬月額 × 料率 で自動計算して登録が可能

支援金額は、標準報酬月額と料率に基づいて自動計算され、登録できます。  
登録後は、通常どおり給与計算をおこなってください。

## 注目ポイント ② 保険料のおしらせは表示方法を選択可能

従業員への  
「保険料通知」・「社会保険料一覧」  
「支援金を別項目として表示」または  
「健康保険に含めて合算表示」を選択可能

顧問先からの「健康保険と一緒に」「支援金を分けて」といった要望に対応できます！

### 従業員への保険料通知を別項目として表示させた場合

#### 印刷・WEB明細ともに同じ仕様

厚生年金基金項目の表示/非表示切替機能も追加しました。

※画像は、「非表示」に設定した場合のイメージです。

標準報酬月額	健康保険料	子ども・子育て支援金	介護保険料	厚生保険料
380	18,715	437	3,076	34,770

## 注目ポイント ③ 明細書は合算表示、一部様式では別項目表示にも対応

明細書は、原則として健康保険料に合算表示し、支援金額はおしらせ欄に表示する仕様となっています。  
ただし、一部の明細様式では、「支援金を別項目として表示」「項目位置の変更」にも対応しています。

### 全明細書 ▶ 健康保険に合算

✓ おしらせは自動で表示、文言の変更が可能

### 一部の明細様式 ▶ 子育て支援金を別項目にて表示

✓ 項目位置の変更が可能

### 別項目表示に対応した明細（紙・WEB）

- ✓ A4/B5普通用紙の給与明細
- ✓ 専用紙ヒサゴGB1172
- ✓ WEB明細

詳しくはこちら



### ユーザーの皆様の声をかたちに

#### WEB明細の項目位置変更に対応

子ども・子育て支援金制度への対応と同時に、以前からご要望をいただいていた「WEB明細の項目位置変更」にも対応しました。

「顧問先様ごとの要望に細やかに対応したい」  
そんな声を受け、WEB明細でも紙の新様式明細と同じように項目位置を変更できるようになりました。

制度改正への対応とあわせて、皆様の実務を支える改善をこれからも続けていきます。



## 子ども・子育て支援金制度への対応

詳細はこちら



3月26日のバージョンアップにて、子ども・子育て支援金制度への対応をおこないました。  
新しい制度が始まると「設定が大変そう…」と身構えてしまいますよね。  
『FORROU』なら、難しい設定や手計算に時間を取られることはありません。

### 注目ポイント ①

### 子ども・子育て支援金の自動計算に対応

協会けんぽをご利用の事業所様

### 『FORROU』の「自動アップデート」でスムーズに新制度へ移行可能

料率	本人	事業主	前料率 (令和8年3月~令和8年3月)
健康保険	49.65	49.65	健康保険 49.65 49.65
子育て支援金	1.15	1.15	介護保険 8.1 8.1
介護保険	8.1	8.1	厚生年金 91.5 91.5
厚生年金	91.5	91.5	

4月分保険料から適用される「子育て支援金率」を加味した改定料率を、あらかじめシステム内に追加いたしました。

#### 「協会けんぽ」の設定をされている場合

**追加操作は一切不要です!**

いつもの給与計算を行うだけで、  
計算結果が自動的に反映されます。

協会けんぽの保険料率改定に合わせて、  
システムが自動で情報を更新。  
ユーザー様の手間を最小限に抑えます。

### 注目ポイント ②

### 事業所ホームからすぐ確認ができる

事業所ホーム画面

### 「社会保険料」の表示項目に新しく「支援金」を追加

月々の負担額の変化をリアルタイムにご確認いただけます。

従業員No.	姓名	年齢	改定年月	健康保険	厚生年金	健康保険	支援金	介護	厚生	拠出金
000001	佐藤 豊	54	R6/09	790	650	76,447.00	1,817.00	12,798.00	118,950.00	2,340.00
000002	佐藤 理恵子	51	R6/09	360	360	35,748.00	828.00	5,832.00	65,880.00	1,296.00
000003	小林 貞二	59	R6/09	470	470	46,671.00	1,081.00	7,614.00	86,010.00	1,692.00
000004	三浦 和己	58	R3/09	410	410	40,713.00	943.00	6,642.00	75,030.00	1,476.00
000005	伊勢 正樹	28	R6/09	410	410	40,713.00	943.00	0.00	75,030.00	1,476.00
000006	井原 友美	39	R4/09	142	142	14,100.60	326.60	0.00	25,986.00	511.20
000007	萩原 直子	39	R5/09	160	160	15,888.00	368.00	0.00	29,280.00	576.00
000009	高崎 ひなた	19	R4/09	58	58	9,731.40	225.40	0.00	17,934.00	352.80

### 注目ポイント ③

### 保険料のお知らせ作成



新しい控除が始まる時、一番気になるのは従業員への通知ではないでしょうか？  
『FORROU』なら、標準機能の「社会保険料変更のお知らせ」と「WEB明細」でスムーズな周知が可能です。

#### 「社会保険料変更のお知らせ」の活用

「社会保険料変更のお知らせ」に「子ども・子育て支援金」項目を追加しました。

このお知らせは、WEB明細とセットで公開・出力が可能です。控除が始まるタイミングで、WEB明細と一緒に公開・出力ができ、従業員の方々も、自分のスマートフォンやPCからいつでも変更点を確認できます。

#### 「WEB明細」の備考欄の活用

WEB明細の備考欄に「制度改正に伴う控除」であることを一言添えるだけで、制度改正による控除であることが伝わります。

「なぜ給料から引かれているの?」といった個別の問い合わせを減らし、スムーズな導入をサポートします。



#### ▼A4/WEB給与明細

今月より法令に基づき「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されました。徴収額は、健康保険の標準報酬月額に合わせた金額（労使折半前）となります。少子化対策の財源として活用される公的な拠出金です。

#### ▼WEB給与明細

支給	控除	勤怠	その他
基本給	健康保険	出勤日数	銀行振込1
300,000	20,356	18	325,189

#### ▼別紙の印刷/WEB明細公開

### 社会保険料変更のお知らせ

三浦 和己 様

株式会社 セルズ

保険料率の変更に伴い、令和8年5月（令和8年5月10日支払）より社会保険料が下記の通り変更になりますのでお知らせいたします。

標準報酬月額	健康保険	子育て支援金	介護保険	厚生年金	基金
410	20,356	472	3,321	37,515	

スマートフォンやPCからいつでも確認可能





# AIでやってみた NotebookLM 基本の活用術



## NotebookLMはGeminiと何が違う？

AIサービスが続々登場する中、「結局どれを使えばいいの？」と迷われる方も多いはず。本記事ではいまビジネスパーソンの間で注目を集めるGoogle社の「NotebookLM」をご紹介します。まず、同社の提供する「Gemini」との使い分けポイントを整理してみました。

## 比較表

	Gemini	NotebookLM
一言で言うと	万能型AIアシスタント	自分の資料を読ませて使うAI秘書
情報源	インターネット上の膨大なデータ	自分がアップロードした資料のみ
得意なこと	リサーチ・文章作成・アイデア出し	資料の要約・整理・分析・FAQ作成
正確性	参照元の情報源が正確とは限らない	読み込ませた資料に基づくため比較的高精度

## NotebookLMでやってみた！厚労省の資料から顧問先へのご案内資料を作成

2026年2月に厚労省が公開した「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」。約50ページのPDF資料を、多忙な経営者向けに要約するのは骨が折れる作業です。そんな時はNotebookLMの出番！

### Step ① 資料をアップロードする

ダウンロードした厚労省のマニュアルPDFをNotebookLMにアップロード。「スライド資料」の鉛筆マークをクリック。



### Step ② プロンプト(指示文)を入力

入力欄にプロンプト(指示文)を入力し、「生成」をクリック。



**プロンプト例**  
あなたは中小企業を支援する社労士です。従業員50人未満の事業場の社長向けに、ストレスチェック制度の導入を促すためのプレゼン資料(10スライド分)を作成してください。

条件: 離職防止や組織の安定につながるストーリーで構成し、社長にとっての実益を論理的に提示すること。「何を」「いつまでに」すればいいか、アクションプランを明確にする。

## 数分でスライドが完成!

### Hint

#### 自分のマインドをプロンプトに込める

スライド作成のコツは、**単なる「要約」をさせないこと**。まずはGeminiを相手に提案のシミュレーションをしてみましょう。PDFを読み込ませ、「私は小規模企業の社長。ストレスチェックをやる余裕がないけど、絶対にやらないといけない？」等の想定質問を投げかけます。

そして返ってきた回答を参考に、**どんな伝え方なら納得感が出るか、自分ならではの提案ストーリーを練り上げます**。その結果を、NotebookLMへのプロンプトに盛り込むのがポイントです。このひと手間が、スライド資料を「単なる要約」から、自身のマインドが宿った提案資料へと変えてくれます。

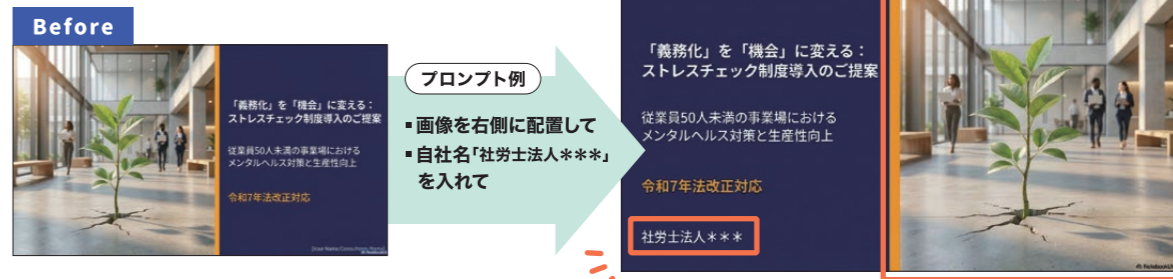
## 進化するNotebookLM! スライド作成機能がさらに強化

2026年2月にスライド資料作成の新機能が登場。  
①生成したスライドの細かい修正が困難、②ダウンロードがPDF形式のみ、という2つのデメリットが解消されました!

### 新機能 ①

### プロンプトによる修正が可能に

修正したいスライドを選択し、プロンプトを入力するだけで細かな修正が可能です。



### 新機能 ②

### PowerPoint形式でダウンロード可能に

使い慣れたPowerPointでの柔軟なスライド修正が可能になりました。ただし、ダウンロードした中身は、スライドに画像が貼りつけられている状態なので、文字の編集はできません。

#### テキストの修正をしたい場合

PowerPointの「挿入」→「テキストボックス」でテキストを画像の上から貼り付けるなど、一工夫が必要です。

## スライド生成後も顧問先にあわせて細かいカスタマイズが可能!

### 安全に使いこなすための注意点

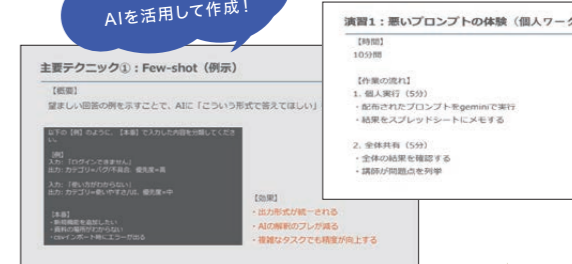
NotebookLMも、GeminiやChatGPT等と同様に以下の点に気を付けて活用してください。

- 個人情報・機密情報は「入れない・隠す」など取り扱いに注意
- 自分でアップロードした情報に基づく生成結果であっても、ファクトチェックは必須

## AI検証プロジェクト活動中!

セルズでは、社内の有志による「AI検証プロジェクト」を立ち上げ、部署横断で多様なAIサービスの活用を研究しています。また、社内ではAI実践研修を開催し、全社的なリテラシー向上と、より高品質なサービス提供に向けて、知見のアップデートと共有を重ねています。

もちろん研修資料もAIを活用して作成!



時代とともに変化する社労士業務。その最良のパートナーであり続けるため、私たちセルズもAIと共に進化し続けます!



Special Topic

# 給与データを「分析資料」へ

「うちの給与水準は妥当ですか？」顧問先から、こんな質問を受けることはありませんか？

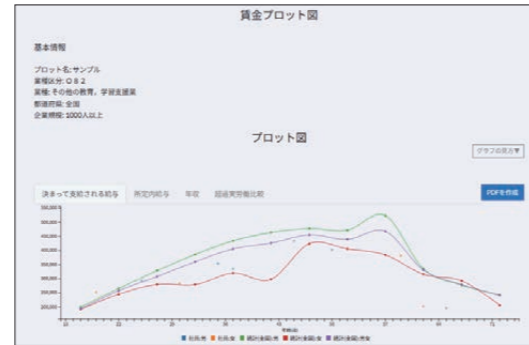
- 昇給額は、世の中の相場と比べて適正か？
- 他社と比べて高いのか、低いのか？

経験や感覚に加えて、“客観的なデータという根拠”を添えて回答できれば、説得力はさらに高まります。  
『最適給与クラウド』の「賃金プロット」機能は、この客観的なデータ作りに一役買います。

給与計算で終わらせない。「賃金プロット」で、データを可視化する

## 「賃金プロット」とは？

給与データを年齢や勤続年数などの軸でグラフ化し、厚労省統計などの市場水準と比較できる分析資料です。



この分析でわかること

- ✓ 市場水準との差
- ✓ 年齢別の賃金バランス
- ✓ 昇給カーブの傾向や偏り

自社の賃金カーブが市場と比べて高いのか、低いのか。どの年齢層で差が出ているのか。“感覚”ではなく“構造”で説明できるようになります。さらに、本資料は顧問先向けにPDFデータとしてご提供可能です。

## 4月の新機能

# 『FORROU』の給与データとの連携に対応

従来『台帳』データから賃金プロットの作成が可能でしたが、新たに『FORROU』の給与データとも直接連携できるようになりました。

APIキーを登録するだけで、給与データそのまま分析資料として活用できます。

連携は簡単3STEP



★ From 開発担当者  
給与計算の結果を、計算だけで終わらせない

今回の連携は、そんな想いから実現しました。給与データを数字の羅列ではなくグラフとして可視化し、統計データと比較できます。顧問先様へ資料として提示していただくなど、先生方のコンサルティング業務に必ず役立つと考えております。

最適給与クラウド  
まずは無料トライアル！  
価格のご案内

初年度のみ  
初期費用 11,000円  
年間利用料 33,000円

最適給与クラウド トライアル 検索Q

# EVENT REPORT

神奈川・静岡のDXフェアに  
登壇・出展しました！



神奈川県

## 社会保険労務士会DXフェア

2月3日

01

業務効率化やDX推進への関心が高まるなか、製品プレゼンテーションの機会をいただきました。

当日は約40名の先生方にお集まりいただき、セルズの各製品の特長に加え、日々の手続き業務をどのように効率化できるのかについて、具体的な活用イメージを交えながらご紹介いたしました。



プレゼン後のブースにて

- 「他社ソフトからスムーズに移行するには？」
  - 「電子申請を始めるための準備は？」
  - 「導入時の職員教育はどう進める？」
- など具体的なご質問を多くいただき、先生方の業務改善への高い関心を感じる時間となりました。

静岡県

## 社会保険労務士会 浜松支部DXフェア2026

2月19日

02

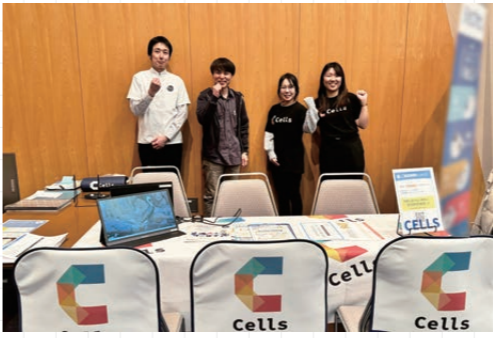
他社ベンダー様とのトークセッションの機会をいただきました。

ソフトの概要に加え、セルズが創業時から大切にしてきた「かゆいところに手が届くあなたのためのソフトを」という理念や歩みをお話ししました。ご参加の先生方とソフトウェアベンダーとで、DXを共通言語に「社労士業界のさらなる発展」を考える、私たちにとって大きな刺激となる時間となりました。



ブースにて

以前『台帳』をご購入いただいたユーザー様との再会もあり、現在の活用状況やお困りごとについてお話を伺うことができました。「新労災申請や36協定届の作成が便利」「子育て支援案内のフォーマットがとても助かっている」など、現場ならではのリアルなお声をお聞きすることができ、長く支えてくださっていることへの感謝と共に、私たちが進化し続ける責任を再確認する機会となりました。



今後のイベント・セミナー情報も随時ご案内してまいります！  
最新情報は、こちらからご確認ください！



セルズ イベント Q

# 4月の業務のヒント

-セルズサポートチームより-

## 台帳で給与データを管理している事業所の場合 年次更新が必要です。

### 年次更新とは？

『台帳』の事業所ファイルは、年度単位(4月～翌年3月)で給与データを保持しています。  
「年次更新」とは、新年度(翌年4月以降)の作業を行うために、『台帳』上の処理年度を切り替えることをいいます。

### 年次更新の注意点

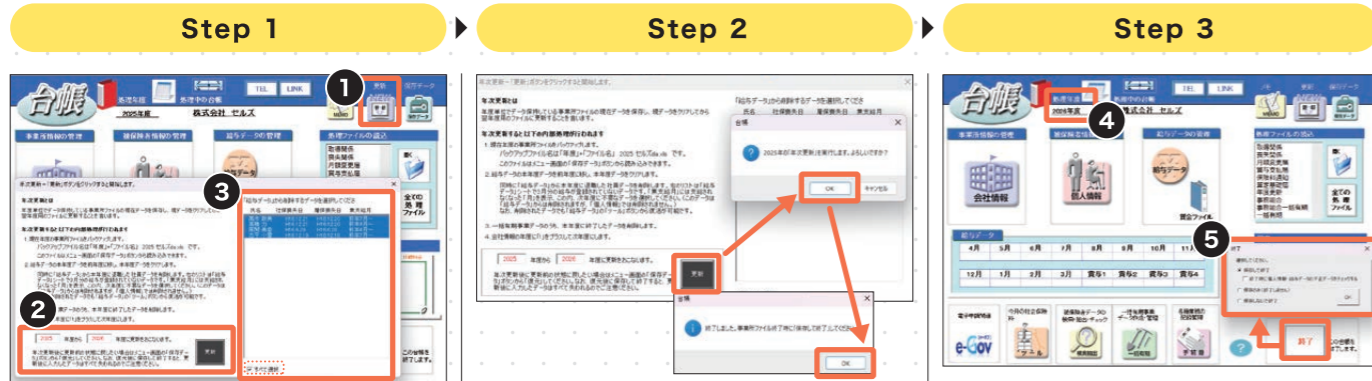
- 必ず、年度内の3月までの給与データ入力完了してから年次更新をおこなってください。
- 年次更新後に遡って更新前年度の給与データを入力することは、操作が複雑なため推奨しておりません。

3月までの給与データを入力せずに更新してしまった場合  
データの「編集」または「復元」をおこなってください。

▶▶ 動画解説あり!  
「編集」「復元」の詳細はこちら



### 年次更新の手順



「更新」(画像①)をクリックし、正しい処理年度が表示されていることを確認します(画像②)。退職者と判断された従業員は、フォーム右側にリストアップされます(画像③)。青く反転している状態で年次更新をおこなうと給与データから削除されます。退職者を給与データから削除したくない場合は「すべて選択」のチェックをはずしてください。

「更新」をクリックし、「OK」をクリックします。「終了しました。事業所ファイル終了時に「保存して終了」してください」のメッセージが表示されれば年次更新は完了です。

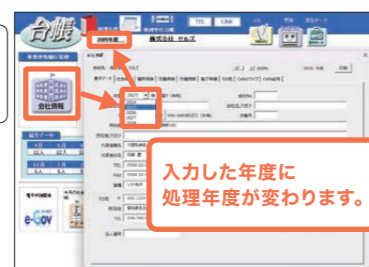
事業所ファイルの「処理年度」が変わったことを確認してください(画像④)。事業所ファイルは「保存のみ」または「保存して終了」してください(画像⑤)。

以上で年次更新作業は完了です。

### 補足 年次更新の必要がない場合における「処理年度」の変え方

給与データを管理していない事業所台帳については、必ずしも年次更新をおこなう必要はありません。

「会社情報」の「基本データ」タブにある「年度」を変更すると処理年度を変えることができます。給与データ等、事業所台帳に登録されている情報は変わらず、処理年度の表示だけが変わります。



サポートサイトの  
新着記事など最新情報は  
Chatwork で配信中!

詳しくはこちら



セルズ Chatwork 購読

2026年10月

## 「就活ハラスメント対策」義務化へ

求職者の立場の弱さに付け込んだセクシュアルハラスメント(いわゆる「就活セクハラ」)対策の義務化を控え、顧問先へのご提案を検討されている社労士の先生も多いかと存じます。本記事では、当社の採用担当が洗い出した「従業員数約70名の中小企業のリアルな課題と対策」をご紹介します。同規模の顧問先へのご提案のヒントとして、ご活用いただければ幸いです。



就活セクハラ防止のために事業主が講ずるべき措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主の方針等の明確化及び労働者・求職者への周知・啓発</li> <li>相談体制の整備・周知</li> <li>就活セクハラ発生後の迅速かつ適切な対応</li> <li>そのほか併せて講ずべき措置</li> </ul>	<p>詳細は厚労省の 情報をご覧ください</p>

### セルズが向き合う課題と対策

当社は中途採用がメインで、各部署のリーダー層も選考に携わります。選考に関わる人数が多いため、「方針の周知と継続した運用」が最大の課題。「セクハラ」対策だけに限定せず、**「採用時のハラスメント全般」**を防止する好機と捉え以下の2つの切り口で方針をまとめました。

#### POINT 1 | 土台作り

現状の問題	課題と対策
<p><b>明確なルールがない</b> 面接官が守るべきルールが明文化されておらず、個人の経験値や良識に委ねられている。</p> <p><b>教育・周知の単発化</b> ハラスメント対策全般の社内教育・社内周知が定例化されていない。</p>	<p><b>会社としての方針・ルールの策定</b> 実務に落とし込んだガイドラインを作成し、具体的な禁止事項を明示する。</p> <p><b>継続的な啓発サイクルの構築</b> 定期的な情報発信や、職位に応じた研修を「仕組み」として構築し、定着させる。</p>

#### POINT 2 | 選考プロセス

	現状の問題	課題と対策
募集開始	<b>求職者への周知に未対応</b> 求職者への周知(求職活動等におけるルール・相談窓口)にまだ対応できていない。	<b>採用ホームページ等での周知</b> 求職者の目に触れる場所での早期の周知をはかる。求人票への掲載も検討に入れる。
書類選考	<b>SNS接触のリスク</b> 求職者に対し、面接官がSNS等で個人的な連絡を取るリスクを排除しきれていない。	<b>個人情報の閲覧制限(マスキング等)</b> 面接に参加する社員には、選考に不要な連絡先情報を伏せた状態で、応募書類を共有する。
面接	<b>面接ルールの形骸化リスク</b> 面接の頻度が少ないため、ルールを作っても面接官が忘れてしまう可能性がある。	<b>「面接前チェックリスト」の導入</b> 面接官が選考参加前に、禁止事項をセルフチェックする習慣をルーチン化する。

現在も全ての面接に採用担当が同席しており、ハラスメント抑止力は一定機能していると考えます。  
今後は「採用担当の同席必須」や「面接以外での接触禁止」をルールとして明文化し、個人の意識に頼らず、「例外を作らない仕組み」にすることがリスク管理の要だと考えています。

採用担当より

「カスハラと比べ、中小企業の取り組み事例が少ない「就活セクハラ」。検討を進めるなかで、条件面以上に「この会社は自分を守ってくれるのか」という心理的安全性が、求職者に選ばれる重要な要素であることを再認識しました。今後も、求職者から信頼される組織づくりに取り組んでまいります。」



具体的な取り組みはセルズnoteでもご紹介します



セルズnote